

平成 2 1 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 2 1 年 2 月 2 6 日開会

柳泉園組合議会

平成21年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	2
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	2
・指定第1号	3
・会期の決定	3
・会議録署名議員の指名	5
・選任第1号	5
・諸般の報告	7
・施政方針	8
・行政報告	8
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	30
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	33
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	35
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	37
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	38
・議案第6号（上程、説明、質疑、討論、採決）	38
・議案第7号（上程、説明、採決）	54
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	55
・○閉 会	56

平成21年第1回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成21年2月26日 開会

議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 指定第1号 議席の指定
- 3 会期の決定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 選任第1号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
- 6 諸般の報告
- 7 施政方針
- 8 行政報告
- 9 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 10 議案第2号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第3号 柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例
- 12 議案第4号 柳泉園組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 13 議案第5号 平成21年度柳泉園組合経費の負担金について
- 14 議案第6号 平成21年度柳泉園組合一般会計予算
- 15 議案第7号 柳泉園組合監査委員の選任について
- 16 廃棄物等処理問題特別委員会報告

1 出席議員

- | | |
|-------------|---------------|
| 1番 小山 慣 一 | 2番 野 島 武 夫 |
| 3番 上 田 芳 裕 | 4番 板 垣 洋 子 |
| 5番 保 谷 清 子 | 6番 鈴 木 久 幸 |
| 7番 長谷川 正 美 | 8番 原 まさ子 |
| 9番 粕 谷 いさむ | |

2 関係者の出席

管理者	野崎重弥
副管理者	星野繁
副管理者	坂口光治
助役	森田浩
会計管理者	小林尚生
東久留米市環境部長	橋爪和彦
清瀬市市民生活部長	金子宗助
西東京市生活環境部長	斎藤静男

3 事務局・書記の出席

総務課長	涌井敬太
施設管理課長	永井清
施設管理課主幹	中村清
技術課長	櫻井茂伸
技術課主幹	大場俊美
資源推進課長	中野博利
書記次長	佐藤元昭
書記	浜野和也
書記	浜田伸陽
書記	本間尚介

午前10時25分 開会

○議長（上田芳裕） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成21年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

○議長（上田芳裕） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席はただいま御着席の議席といたします。

○議長（上田芳裕） 「日程第2、指定第1号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議員各位の氏名と議席の番号を職員に朗読させます。

○総務課長（涌井敬太） 朗読させていただきます。

4番、板垣洋子議員。5番、保谷清子議員、6番、鈴木久幸議員、以上でございます。

○議長（上田芳裕） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

ここで、西東京市より選出され、本日柳泉園組合議会議員として新たに選任された皆様が御出席をされております。初対面の方も少なくないと思いますので、議員各位のごあいさつを1番の小山議員から順次お願いいたしたいと思います。

○1番（小山慣一） 東久留米選出の小山慣一でございます。よろしくお願い申し上げます。

○2番（野島武夫） 同じく東久留米選出の野島武夫です。よろしくお願いします。

○4番（板垣洋子） 西東京から参りました板垣です。またどうぞよろしくお願いいたします。

○5番（保谷清子） 今回、初めてですけれども、西東京市で選出されました保谷清子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○6番（鈴木久幸） 同じく西東京から出向しております鈴木久幸です。よろしくお願いいたします。

○7番（長谷川正美） 清瀬市の長谷川正美です。どうぞよろしくお願いいたします。

○8番（原まさ子） 同じく清瀬市の原まさ子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○9番（粕谷いさむ） 清瀬の粕谷いさむでございます。よろしくお願いします。

○議長（上田芳裕） 最後になりますが、私、東久留米の上田芳裕と申します。議長を仰せつかっております。なお、副議長は第9番の粕谷議員でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（上田芳裕） 「日程第3、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、2月19日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります野島武夫議員に報告を求めたいと思います。

○2番（野島武夫） 去る2月19日（木曜日）代表者会議が開催をされ、平成21年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成21年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月26日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、既にお手元に御配付のとおりであります。

まず、「日程第5、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

次に、「日程第6、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第7、施政方針」及び「日程第8、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けします。

次に、議案審議に入り、「日程第9、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第10、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第11、議案第3号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第12、議案第4号、柳泉園組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第13、議案第5号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について」、「日程第14、議案第6号、平成21年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括上程し、個々に採決いたします。

次に、「日程第15、議案第7号、柳泉園組合監査委員の選任について」を上程し、採決いたします。

最後に、「日程第16、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（上田芳裕） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（上田芳裕） 「日程第4、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の両君を指名いたします。

第2番、野島武夫議員、第4番、板垣洋子議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（上田芳裕） 「日程第5、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合議会特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名をいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

板垣洋子議員、保谷清子議員、鈴木久幸議員、以上3名の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 御異議なしと認めます。よって、以上の諸君を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで、職員をして議席番号表、特別職及び議員名簿、特別委員会委員名簿を配付させます。

なお、事務局より平成21年柳泉園組合議会定例会日程表（案）について提案されましたので、本日お手元に御配付をさせていただきます。よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

〔資料配付〕

○議長（上田芳裕） ここで助役より、特別職及び職員等の紹介をお願いをいたしたいと思っております。

○助役（森田浩） それでは、紹介をさせていただきます。

初めに、柳泉園組合管理者、野崎重弥東久留米市長でございます。

- 管理者（野崎重弥） どうぞよろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 次に、副管理者、星野繁清瀬市長でございます。
- 副管理者（星野繁） 星野です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 同じく、副管理者、坂口光治西東京市長でございます。
- 副管理者（坂口光治） 坂口です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 続きまして、小林尚生会計管理者でございます。
- 会計管理者（小林尚生） 小林です。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 続きまして、関係市の担当部長を紹介させていただきます。
清瀬市の金子宗助市民生活部長でございます。
- 清瀬市市民生活部長（金子宗助） よろしくよろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 東久留米市の橋爪和彦環境部長でございます。
- 東久留米市環境部長（橋爪和彦） よろしくよろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 西東京市の斎藤静男生活環境部長でございます。
- 西東京市生活環境部長（斎藤静男） 西東京市の斎藤です。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 次に、組合の職員を紹介させていただきます。
総務課長の涌井でございます。
- 総務課長（涌井敬太） 涌井でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 施設管理課長の永井でございます。
- 施設管理課長（永井清） 永井でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 施設管理課の主幹の中村でございます。
- 施設管理課主幹（中村清） 中村です。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 技術課長の櫻井でございます。
- 技術課長（櫻井茂伸） 櫻井です。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 技術課主幹の大場でございます。
- 技術課主幹（大場俊美） 大場です。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 資源推進課長の中野でございます。
- 資源推進課長（中野博利） 中野でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 最後になりましたが、私、助役の森田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で職員等の紹介を終わらせていただきます。

○議長（上田芳裕） 以上で特別職等の紹介を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田芳裕） 「日程第6、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしく願いをいたしたいと思っております。

ここで管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（野崎重弥） 改めまして、おはようございます。大変お忙しい中、平成21年第1回柳泉園組合議会に御参集をいただきまして、ありがとうございます。

現下の状況は大変厳しいものがございます。本日、議会の中で、平成21年度当初予算を初めとして、多くの議案を御審議いただく形になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、先ほど開催をさせていただきましたけれども、全員協議会の中でも御報告させていただきましたように、小金井市を取り巻きますごみ処理の関係につきましては、大変厳しいものがございます。小金井市の状況は私どもも十分理解をいたしておるところではございますけれども、平成19年からの支援の経過等を考慮する中では、私どもも議会の皆様方の御理解、そして近隣住民の皆様方の御理解、これを現段階でいただける状況にないという判断に至っておるわけでございます。

まだ2月が終わるまで2日ほどあるわけでございますけれども、28日には近隣自治会との臨時協議会も予定をされております。それまでに現在の状況が変化をしないということであれば、私どもは28日の日に近隣住民の皆様方に、21年度も引き続き小金井市のごみの焼却支援をしていくという見解を申し述べる状況には至っておらないという理解をいたしております。また、今後とも議会の皆様方の御理解、御支援をちょうだいいたしたいというふうに思っておりますし、私どもも一刻も早く小金井市が昨年私ども柳泉園組合、そして柳泉園組合議会、柳泉園を取り巻きます近隣自治会の皆様方にお約束をいたしました事柄の成就をしていただけますよう、私どもは切に願っておりますけれども、残念ながらまだそういった状況に至っておらないということで、一定の判断はせざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

本日は第1回定例会開催をさせていただきましたところ、お忙しい中御出席をいただきまして本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） ありがとうございました。

○議長（上田芳裕） 「日程第7、施政方針」及び「日程第8、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後一括してお受けいたしたいと思っております。

まず、「施政方針」を行います。

○管理者（野崎重弥） それでは、施政方針を申し述べさせていただきます。

平成21年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、柳泉園組合の主な課題とその対応及び平成21年度事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

近年、廃棄物行政をめぐる状況は大きく変貌しております。

特に、昨年後半の米国における金融不安に端を発した世界的な金融危機と景気後退の影響を受けて、当組合においても昨年の10月ころから資源回収物売り払い価格が大幅な下落となり、歳入予算の独自財源について減額を余儀なくされ、いまだ景気の回復について先の見えない状況であります。

また、関係市においては、依然として財政状況が厳しい中で、ごみの減量をさらに推進するため、容器包装プラスチックの分別収集及び資源化が実施され、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法の実施に伴う経費の増加などその対応に苦慮しております。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から最終処分に係る負担を軽減するため、可能な限り資源化を図り、地球温暖化対策の推進も視野に入れた施設の維持管理及び運転管理を工夫し、節電をするとともに効率的な発電を行うなど、日々排出される廃棄物を安全で衛生的に安定して処理を行いつつ経費の削減に努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金について申し上げます。

資源回収物売り払い価格が大幅に下落したことにより雑入が減ったこと、クリーンポートの発電量が減ったこと等により、組合の独自財源である諸収入が前年度と比べ1億7,134万円、54.7%の減となったため、平成21年度の負担金は、前年度と比べ1億4,692万4,000円、7.5%の増となりました。

その内訳は、西東京市が、平成19年10月から容器包装プラスチックの資源化を実施したこと等によるごみ搬入量の減量効果があったため前年度に比べ約5%の増であり、平

成18年10月から容器包装プラスチックの資源化を実施している清瀬市及び東久留米市は前年度に比べ約10%の増となっております。

次に、事業執行の適正化と効率化について申し上げます。

国から地方への税源移譲、地方交付税の見直し、世界的な金融危機と景気後退の影響による税収の落ち込み等により、関係市の財政運営はますます厳しい状況になっており、当組合の施設運営に当たっては、関係市が極めて厳しい財政状況であることを念頭において、契約手法の改善、委託業務の見直しなど日常業務の経費削減をさらに進めてまいります。

次に、関係市との人事交流について申し上げます。

当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは、極めて重要であり、平成10年度から関係市との人事交流を行ってまいりました。

平成20年度をもって、東久留米市との人事交流の期限が終了となりますので、平成21年度より3年間、改めて東久留米市との人事交流を行ってまいります。

関係市との人事交流により、廃棄物行政という狭義の行政から市民サービスを主体とする地方行政にかかわることは、今後の当組合職員の能力や資質の向上にも大きな意義があるものと考えております。

次に、人事管理について申し上げます。

ここ数年にわたる団塊世代の定年退職後の欠員分は、人件費抑制のため前年度に引き続き原則補充は行わないこととしておりますが、当組合の将来の組織を考慮して、平成21年度は機械関係の技術者を育成するため新規に1名の職員を採用いたします。

その他の欠員分については、再任用職員を積極的に活用し、クリーンポートの運転管理に係る欠員分については、前年度に引き続き派遣職員で対応することなどにより、平成21年度は、前年度48人に対して3人減の45人体制といたします。

次に、平成21年度の予算編成について申し上げます。

予算編成に当たりましては、関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、平成19年度の決算額をもとに精査した上で計上し、歳出のごみ処理施設の維持管理に係る経費などについては、基本的に前年度の契約額を精査した上で計上しております。

次に、平成21年度の主要施策について申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成19年度実績と比較して、2,355トン、3.1%の減を見込んでおります。

平成21年度のクリーンポートの発電量は、可燃ごみ搬入量の減及び容器包装プラスチックの資源化に伴う軟質系プラスチック類の焼却量減により、平成19年度実績と比較して、518万7,300kwh、19.0%の減となりますが、ごみを焼却する際に発生する地球温暖化の要因であるCO₂の量は、平成19年度実績と比較して460トン-CO₂、6.7%削減される見込みであります。

また、クリーンポートにおいては、施設の安定稼働を目的とした定期点検整備を毎年度計画的に実施しておりますが、竣工後8年を経過し、経年劣化している重要部品の交換が必要な時期に来ていることから、平成21年度は、1号炉火格子第1ゾーンの全面交換を実施いたします。なお、当該経費については、基幹的整備に類する補修であることから、施設整備基金を充当し、負担金の増加を抑制いたします。

次に、不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成19年度実績と比較して、1,872トン、19.4%の減を見込んでおり、これは、容器包装プラスチックの分別収集を開始する前の平成17年度実績と比較して、5,913トン、43.2%の減となります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破砕処理した後の硬質系プラスチック類については、固形燃料として加工した後、セメント焼成の燃料として使用し、その灰はセメント原料の一部として再利用いたします。さらに、軟質系プラスチック類及びその他可燃物は、クリーンポートで焼却処理を行い、金属類等は資源物として再利用することにより、埋立量の削減に努めてまいります。

次に、資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成19年度実績と比較して、289トン、3.3%の増を見込んでおり、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等をした上で資源化いたします。さらに、資源化の難しい屑ガラスについても、建設資材等として加工し、再利用することにより、埋立量の削減に努めてまいります。

次に、し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成19年度実績と比較して、87キロリットル、4.1%の減を見込んでおり、処理後の排水については、希釈した上で下水道放流をいたします。

次に、厚生施設の運営につきましては、安全確保と衛生面に配慮した厳重な水質管理など、市民の皆様に快適に施設を利用していただけるように努めてまいります。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画については、関係市における容器包装プラスチックの資源化の状況、当組合に搬入される不燃ごみの組成及び量並びにし尿の搬入量等を見ながら、適切な施設の規模、処理方法及び改修の実施時期につきまして、関係市と連携して、その基本的な方向性を検討してまいりたいと考えております。

また、組合運営に当たっては、クリーンポート運転管理の全面委託を視野に入れ、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設及び厚生施設の業務の見直し及び改善を図りながら、費用対効果を精査した上で効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、平成21年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、平成21年度の施設方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） 次に、行政報告を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成20年11月から平成21年1月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務についてでございますが、11月5日、6日に東久留米市、東村山市それぞれの周辺自治会との協議会を開催し、上半期における組合の管理運営事項等について協議を行いました。また、関係市で構成する柳泉園組合事務連絡協議会につきましては、今期は2回開催し、平成20年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）及び平成21年度予算（案）等について協議をいたしました。

次に、（2）の小金井市とのごみ処理広域支援の状況でございますが、今期の動きといたしましては、新焼却施設建設場所選定等、市民検討委員会からの答申を受けた小金井市が答申の内容のとおり、二枚橋焼却場用地を新ごみ処理施設の建設場所として決定したい旨の要請文を小金井市長名で関係機関、これは二枚橋衛生組合管理者及び府中市長、調布市長に送付したとの連絡がありました。詳細につきましては、行政報告資料14ページに資料として添付してございます。

次に、2の見学者の状況でございますが、今期は14件、548人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が6件、439人でございます。

続きまして、2ページの3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4のごみ処理手数料の徴収状況でございます。表3に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員におきまして11月18日に例月出納検査が行われております。

次に、6の契約の状況につきましては、今期は8件の工事請負契約を行っております。

この詳細につきましては、行政報告資料1に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は、3ページの表4-1に記載のとおり、1万9,277トンで、これは昨年同期と比較いたしまして1,317トン、6.4%減少しております。この内訳では、可燃ごみにつきましては、昨年同期と比較いたしまして1,185トン、6.4%の減少、また、不燃ごみ等につきましては、容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化に伴い133トン、6.3%の減少となっております。また、小金井市の可燃ごみの受け入れにつきましては、行政報告資料2に記載のとおり、今期は75トンの可燃ごみを受け入れております。この結果、小金井市の可燃ごみを含めました総搬入量は1万9,352トンで、昨年同期と比較いたしまして1,357トン、6.6%の減少となっております。なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、4ページの表4-2から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、5ページの表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

表5-1及び表5-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、表5-3の動物死体搬入量につきましては、今回からこの行政報告に記載させていただいたものであります。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページを御参照いただきたいと思います。

表6は、缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございまして、今期の総搬入量は

2,072トンで、昨年同期と比較し166トン、7.4%減少しております。

次に、2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、11月に1号炉及び污水处理施設の定期点検整備補修を実施いたしました。また、1月には3号炉のバグフィルターシーケンサが故障したため、基盤を交換し、現在は順調に稼働しております。また、ダイオキシン類の測定につきましては、周辺自治会の方の立ち会いのもと、排ガス中の測定を11月及び1月に、土壌中の測定を1月にそれぞれ実施いたしております。

次に、8月の落雷に伴い損傷いたしました井戸のポンプシーケンサ及び排ガス表示板につきましては、交換修理を行い完了しております。

次に、補正予算で財源措置をいたしましたクリーンポートのバグフィルターの交換補修につきましては、1号炉は12月に、2号炉は1月に完了し、現在3号炉の交換を実施しておるところでございます。

次に、表7、柳泉園クリーンポートの処理状況でございますが、構成3市において容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことによりまして、クリーンポートで焼却している軟質系プラスチック類等可燃物の焼却量は、昨年同期と比較いたしまして63トン、4.5%減少しております。

次に、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等につきましては、8ページの表8から9ページの表10に記載しております。それぞれ排出、排除基準に適合いたしております。

続きまして、9ページ、(4)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働状況でございます。

記載のとおり、11月にごみ投入クレーンの補修を行っております。また、1月に粗大ごみ処理施設の定期点検整備補修(その2)を実施いたしております。

また、12月26日に破砕機内において小さい爆発がございましたが、損害等は発生しておりません。

続きまして、10ページの表11の粗大ごみ処理施設処理状況でございます。

容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことに伴いまして、不燃・粗大ごみの処理量は昨年同期と比較し133トン、6.3%の減となっております。

次に、(5)のリサイクルセンターにつきましては、11月に空調設備保守点検及び古紙梱包圧縮機の補修、1月にリサイクルセンター定期点検整備補修(その2)を実施しております。資源化の状況につきましては、表12に記載のとおりでございます。

続きまして、11ページ、3の最終処分場への搬出でございますが、引き続き東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,532トンで、これは昨年同期と比較し39トンの増加となっております。

なお、小金井市の可燃ごみ焼却に伴う焼却残渣を含めました総搬出量は2,542トンで、昨年同期と比較いたしまして34トンの増加でございます。搬出状況につきましては、表13に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物の再利用状況でございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋立処分をせずにRPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表14に記載のとおりでございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は516キロリットルとなっております。昨年同期の536キロリットルと比べまして20キロリットル、3.8%の減少となっております。表15-1から表15-4にその搬入状況の詳細を記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、13ページの2の施設の状況でございますが、今期は関係機器の補修や槽内清掃を実施いたしました。また、8月の落雷被害の対応といたしまして、9月に施設監視盤内のパワーサプライ及びパルスアイソレータの交換を実施しております。

次に、表16でございます。し尿処理施設における下水道放流水測定結果でございます。それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。施設管理関係、1の落雷事故の対応ついてでございますが、1月までに建築設備制御機器関係の外灯、管理棟自動ドア、管理棟施錠等の制御がすべて復旧しております。2月中旬に建築設備関係で落雷対策用サージキラーの取り付けと、排水流量計積算計の補修が完了する予定であります。これをもちましてすべての補修が完了いたしますので、損害保険の手続を行う予定でございます。

次の2の厚生施設についてでございます。各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は13.6%の増、浴場施設が1.0%の増の利用者となっております。テニスコートにつきましては0.7%の減、屋内プールは10.1%の減となっております。詳細につきましては、表17-1、表17-2に記載のとおりでございます。また、各施設の

使用料の収入状況につきましては、15ページの表18に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございます。

室内プール及び浴場施設の水質測定結果につきましては、表19及び表20に記載しております。それぞれ測定結果の数値につきましては、基準に適合しております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(上田芳裕) 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたしたいと思っております。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

先ほども申しましたように、質疑の意思のある方は少し手を挙げていただけますでしょうか。順番とかそういったこともこちらで決めていきたいと思っておりますので。

今回は、では、1番議員からお願いします。

○1番(小山慣一) それでは2点ばかり質問したいと思います。

1つ目は、先ほど全員協議会の中で出ました小金井市のごみの受け入れの件です。定例会のときでも質問できるという議長からのお話もありましたので、御了解をいただきたいと思っております。それから2つ目が、軟質系プラスチック類のごみですか、最新鋭のクリーンポートですから焼却が可能かどうかということでございます。それで2番目の軟質系プラスチック類のごみの焼却については、去年ですか、第4回定例会の中でも私、質問していると思っておりますが、そのときに管理者は、構成3市の行政というんですか、各市の状況とかを踏まえて検討したいという、そのような、研究したいというんですか、このようなことであったんですが、その辺の前提で質問したいと思います。

それで1つ目は、小金井市の受け入れの関係でございます。新聞報道とかいろんなことで私も読ませていただきました。私は、基本的にはやはり野崎管理者と同じように、約束不履行ですから私は今後すべきではないというふうに考えております。ただ、東京都の広域的な行政とか、それから第2ブロックというんでしょうか、こういうところからいくと、状況がやはり協力しなければいけないとか、こういう難しい部分もあると思っておりますが、私は冒頭申し上げましたように約束不履行ですからすべきではないというふうに考えております。ただ、この柳泉園のクリーンポートというんですかね、私の記憶では3炉ありまして、1炉が1日105トンですか、可能だというふうに。ですから1日315トンですか、適切に稼動すればですね。それでだんだん、先ほどの助役の行政報告の中にもありました

ように、かなりごみの量も減ってきて、そうすると全体的なこの柳泉園の経営というんでしょうか、それから年々構成3市の負担金もふえていく、それから、売電だとか資源物の収入が少なくなるというだけで、本当にこれは逆の——こんなことを質問しておかしいんですが、本当に小金井市のごみがもうこのままいくと広域的にもう無理だという、西多摩ですか、何か新聞報道なんかでも。そうすると小金井市のごみはもう来年度からどうなるのかと。それで東京都の広域的なこととか、伺いたいのはその構成市ではなくて、広域支援ができなかった場合、21年度からね。これのほうは最終的に広域支援が皆さんが、西多摩も初め、柳泉園も初め、受け入れを断わった場合は、そのごみというのはどうなるものか。

それから、廃掃法というんですか、私の知る限りではやはり自治体なら自治体が責任を持って処理すべきということなんですが、東京都全体でも東京都のこういうふうな、応援してくださいという文書もありますけれども、ほかの県にやはり持っていくわけにはいかない。その辺のところを本当にみんなが支援しなかった場合は、小金井市の中でごみがそのまままっちゃうのか、この辺について伺います。

それから、2番目については、先ほども申し上げましたように、私は、軟質系プラスチック類というんでしょうか、簡単なビニール程度ですか、こういうものはやはり、クリーンポートが最新鋭の炉ですから、受け入れは可能というふうに、技術課長ですか、たしかお答えいただいたと思いますが、この辺のところについても今後は燃焼効果というんですか、この辺の面からも考えていくべきかなと思いますが、お伺いたします。

以上、2点です。

○管理者（野崎重弥） まず、小金井市のごみの関係で御答弁をさせていただきたいと思っています。

確かに小山議員御指摘になられておりますように、今後の多摩地域におけるごみの広域支援という問題と今回の小金井市の苦慮している状況、これは状況としては私どもも十分理解をいたしておるつもりでございますし、だからこそ2年間私どもは焼却支援をしまいったわけでございます。そういった中において、議員からも御指摘ございましたけれども、昨年20年度のごみの焼却支援をするときに、小金井市長がこの柳泉園においてになって、近隣住民の皆さん方に対して、平成21年2月にはごみ処理場の建設地を決定すると、これを前提に20年度のごみの焼却支援をお願いしたいということでお話があったわけでございます。また同様に柳泉園組合、そして柳泉園組合議会に対してもそういった

公文書が届いておるわけでございます。そういった状況がある中で、私どもは小金井市側がみずから示した条件が履行されていないという状況の中で、21年度引き続き焼却支援をするという状況に至っていないということをお話しさせていただいておるところでございます。ですから、本日の全員協議会でも申し述べさせていただきましたけれども、現段階において小金井市側がきちんとした昨年平成20年の約束を履行していただいておりますという状況の中で、21年度の焼却支援をすることはできないというふうに申し上げさせていただきます。おとところでございます。

また、私ども柳泉園がこれまで安定的にごみの焼却処理をさせていただいておりますのは、組合議会の皆様方の御理解と御支援、そして関係市の市民の皆様方のごみの分別を初めとして、減量化への御努力、こういったものもでございます。また、柳泉園の所在いたします東久留米市、東村山市近隣住民の皆様方の御理解があってのことでございますから、そういった皆さん方にお約束をしたことが履行されていないという状況の中で、私どもは21年度、現時点で焼却支援をするというお願いをするわけにはまいらないというふうに考えておるところでございます。

容器包装プラスチックの関係でございますけれども、確かに技術的には、先般技術課長のほうから御答弁させていただきましたように、柳泉園の炉はそういった対応も含めて万全の施設となっております。一方で、容器包装リサイクル法対象その他プラスチックは、構成3市の皆様方の御理解と御協力をいただいております別途処理をさせていただいております。これは今後とも続けてまいりたいというふうに思っておりますし、そういったことを通じて構成3市の市民の皆様方がごみの減容、減量、そして分別、こういったことにも関心を持っていただいております、今後とも適切にごみの処理をしていくと。このことが構成3市に課せられている責務でもあるだろうと思っておりますし、私ども柳泉園といたしましては、ごみの焼却処理をするという中間処理施設の使命に対して適切に処理を行ってまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

○1番（小山慣一） 再質問させていただきたいと思っております。

1つ目の小金井市の受け入れについては、もし広域支援が、いろんな柳泉園も含めて21年度断った場合、小金井市のごみが市内にごみの山になるのかなんて思ったりしたこともあるんですが、そういう仮定の話は私質問しましたけれども、みんなが、いや、受け入れはもう約束不履行だから困るよと。幾ら東京都が行政部なり、あとは担当局というんですかね、東京都がお願いされてもやはり約束不履行という形なので、そういう仮定的な

お話は、私の質問の仕方が悪かったんですが、私は、やはり不履行は不履行というふうに考えております。

それから、2つ目の軟質系プラスチック類は、先ほど施政方針の中で、3ページの中段でしょうか、不燃・粗大ごみ処理施設に入って、さらにというところで軟質系プラスチック類及びその他可燃物はクリーンポートで焼却処理を行いという文章があるんですが、最新鋭のクリーンポートですから、熱効率の面からもぜひ関係3市ともそれぞれで御協議いただいて、燃やすことが可能なものは、そしてダイオキシン類だとか、こういうものが発生しないとか、こういうクリーンポートですから、ぜひそのような方向で研究していただいて、実現に向かっていただきたいと思います。

○議長（上田芳裕） 続きまして、2番、野島議員。

○2番（野島武夫） 入札に関して1点、確認させてください。

施政方針のほうでいろいろな大変厳しい状況の中、21年度の負担金が前年度と比べ1億4,600万円ふえるという形の文言が入っております。各自治体、予算編成の非常に厳しい中、負担金がふえるということは大変なことなんですけれども、そういう中でやはり景気の低迷による資源回収物、これは世界的なことなので難しい思いをしているんですけれども、その中で1点、入札に関していろいろ今回いただいた行政報告資料の入札の関係を見せてもらおうと、そういう中で、指名競争入札等でいろいろと対応をされて、予定価格に対して契約金額がかなり下の水準でとられて努力されているということを評価しております。

そういう中で、7ページのクリーンポート排ガス分析計点検整備補修、これは1回、2回、最後は交渉でという、交渉の結果予定価格に達したためということで、担当の方と業者さんの方でいろいろと話し合いの中で、その価格を抑えたという例なんだと思うんですけれども。そこで少し確認したいんですけれども、当初、1回目は787万5,000円が最終的には619万5,000円という価格になっていると、かなり交渉の中で下がっているんですけれども、分析計というんですか、いろいろな分析計がある中の、質は下げてはいけない、ちゃんとしたものを入れてもらわないといけない、質を確保しながらの、またしっかりとした、安くしたから少し質の下がるものを入れたのもまた問題になってきますので、確認というのは、なぜここまで下げられたか、その辺のこういう交渉過程、随意契約ということで、こういう読みをしちゃいけないんだと思うけれども、次の契約でまた考えとか、だから一般的にはそういうことを言われるんですけれども、この契約に関して、

下がった過程を少し説明いただければと思います。

○議長（上田芳裕） 1点でよろしいですか。

○2番（野島武夫） はい、1点です。

○議長（上田芳裕） ただいまの質問は、随意契約ではあるけれども、交渉過程で下がったと記載されている、その内容について説明いただければと、こういう質問ですね。

では、涌井総務課長。

○総務課長（涌井敬太） ただいまの御質問でございますが、1回目、2回目で予定価格に達しなかったものですから、最低価格を提示したこの会社と、あとどのぐらい価格が下げられますかというお話をさせていただきまして、この金額が提示されたものですから、私どもの予定価格を下回ったので、この価格を決定させていただいたということになっております。その下げられた根拠につきましては、この会社の営業努力というふうに理解しております。

○2番（野島武夫） 最初競争入札をして、達しなくて、さらに交渉によって下がった。競争入札よりもさらに下げられてすごいなという、少し感想だけ述べさせてもらって、御努力を評価させてもらって終わりにします。

○議長（上田芳裕） 続きまして、4番、板垣議員。

○4番（板垣洋子） 最初に、施設方針の中で、少し窓口的ですけども、申しわけないです。人事交流とあるんですけども、これは何人そのようなことがされているのかが1点。それから、クリーンポートが竣工後8年を経過してということも書かれていますけれども、それから、その後にクリーンポート運転管理の全面委託ということも出ていますけれども、ここの施設の全体のこの整備計画みたいなのところの、あわせて資金計画みたいなのところは何かに示されていたんでしょうか。それも教えてください。

それから、クリーンポート運転管理の全面委託というところでは、職員の方の人数とも関係してくると思うので、そのあたりも全体的な人事計画みたいなのところが示されているのか、教えてください。

それから、小金井のことは確認させてください。建設地の決定が現段階ではほぼ無理だということでは、今年度の計画上では1月末で受け入れをしていないと思うんですけども、実質上。今後、その1月末でもう受け入れないんだということを確認させてください。それから、そのようなことを28日に行われる住民説明会の中でも、今の段階ではそう説明せざるを得ないというふうに理解していいのか。

それから、5 ページに、1 人 1 日当たりのごみ量、これは 3 市を比較できるので大変わかりやすいんですけども、私どもの自治体の中でもやはりごみの減量については、あらゆる形で広報をされておりまして、そこの中にもやはり 1 人 1 日当たりのごみ量という形で数字が出されるんですけども、当然算出の方法が違うので、極端に 1 日はこれだけですよと言ってしまうと数字の違いがあるなと思うので、ここに注書きがあるんですけども、意見ですけども、注書きをあわせてこのごみ量を出すときには出していただくとありがたいなというふうに思いました。

それから、契約関係なんですけれども、予算科目を書いていたので、予算書には照らし合わせてこのあたりを見ることができるんですけども、全体の予算の中で今回行われたことが、もう年度末なので最後というふうになるのか、全体の中でのこれだけだったのかというのが、少しごめんなさい、わからないんですけども。というのも、決算のときにたしか不用額って結構多かったなというふうに思うので、そのあたりを少し申しわけないんですけども、契約についてももう少しすべて詳しく教えていただければと思います。

○議長（上田芳裕） 順次、御答弁をお願いしたいと思います。

○助役（森田浩） まず、1 点目の人事交流でございますが、これは平成 10 年から始めた制度ございまして、現在、構成 3 市に 1 人ずつ柳泉園の職員を派遣して、逆に構成 3 市から柳泉園のほうに 1 人ずつ計 3 名の職員が交流しているという状況でございます。

それから、クリーンポートを含めます民間活力の導入、委託の関係でございますが、これを考えるに当たりましては、議員、今、御指摘のように人員との関係が非常に重要になってきておりますので、現在この柳泉園組合として今後さまざまな事業を実施していく中で、最終的には何人ぐらいの職員でどのような業務を委託するのが適切なのかと。そういう中で適正な人員は何人ぐらいが必要なのかということ、現在、課長を中心として職員を含めた中で検討委員会を設けて 1 年以内ぐらいに一定の方向づけを出したいということで、検討をさせていただいておりますが、基本的な考え方としましては、クリーンポートを初めとするこの柳泉園組合の定年退職者の推移を見ながら、二重投資にならないような形の中で順番に委託化を進めていければと、基本的な考え方としてはそういう考え方を持っていますが、具体的にはそのような作業を検討委員会で検討している状況というところでございます。

○管理者（野崎重弥） 小金井のごみの関係で御答弁をさせていただきます。

ただいまの小金井市の状況を考慮してみますと、今年の今ごろの状況と実態はそう変わっておりません。確かにさまざまな御努力はいただいております。小金井市が府中市や調布市に対してさまざまな働きかけをすると同時に、二枚橋衛生組合の議会の中でも新たな提案をしたり、動きは確かにいろいろしていただいております。御努力は御努力として私どもは受けとめさせていただかなければいけないというふうに思います。しかしながら、それが形となって今年の状況と違っているものがあるかと申せば、現段階においては、それは私はあるとは理解をいたしておりません。確かに、新たに東京都が東京都総務局行政部長名と東京都環境局廃棄物対策部長名で、私ども柳泉園組合管理者あてにごみの広域支援の継続についての依頼があったり、そういったものの状況の変化というものはありますけれども、昨年、小金井市長が柳泉園組合のほうにおいでになって近隣の自治会の皆様方との協議を行った臨時協議会の席と、具体の形で変化があるかと申せばそれはないというふうに私は思っております。

そういった状況の中で、28日が契約に当たった最終の期日となるわけでございますけれども、そこまで具体的話、進展がないということになれば、28日の臨時協議会の席で、21年度も引き続き小金井市のごみの焼却支援をお願いしたいという提案ができる状況には私はないと。たびたび申し上げますけれども、そういった状況をつくっていただくというのが、私は小金井市に課せられた責務だというふうに思っておりますし、先ほどから、御答弁もさせていただいておりますけれども、本来的に住民のごみ処理というものについては、行政の基本的な責務として担わなければならないことだというふうに私は思っておりますから、それに向けて小金井市の今後の努力を待ちたいというふうに御答弁をさせていただいたところでございますし、その御答弁は変わることはございません。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、クリーンポートの資金計画があるかということでございますが、資金計画というか、毎年定期点検をさせていただいております。その中で清掃工場と申しますと、建設当初から8年ぐらいたちますと大体大きな大規模修繕というものが入ってまいります。それについて内部では25年ほど先のことまで一応計画はしておるんですが、何せ突発的な事故とかそういうものがあつたとき、今回もバグフィルターですか、基金を使わせていただいて補修をしているということがあつたものから、計画どおりになかなかいっていないというのが状況でございます。

それから、あと少し私、聞き漏らして申しわけございませんが、5ページの表4-5のごみ量の原単位のことなんですが、この注のところに書いてございますが、これでは少し

わかりにくいということでしょうか。

○4番（板垣洋子） いえ、注を入れてくださってありがたいということです。

○技術課長（櫻井茂伸） そうですか。わかりました。失礼しました。

○総務課長（涌井敬太） 最後の行政報告以降の今年度の契約に関してでございますが、大きな契約はもうありません。ただ、故障したときの修繕等、小額のもの、現在数本ございます。

○4番（板垣洋子） クリーンポートのほうの全面委託のことは、検討委員会で今後検討していくことで理解いたしましたけれども、委託するときどこを委託するのかということで、やはり重要な機械ですので、委託しっ放しにならないような安全な運営ができるように配慮もしていただきたいというのがございます。

あと、工事の請負関係なんですけれども、例えば3ページのところでの粗大ごみ処理施設破碎機部品補修というところだと、随意契約で今回これがあるんですけれども、予算とは随分かけ離れていますけれども、既にこの前も何か予算を執行していて、さらにこれがあったんでしょうか。随意契約という、この修繕料というのは、予測がどこを修繕するかわからない中で予算が立ててあるので、やはり現在の中の予算の中では647万円ぐらいになっていたと思うんですけれども、このように差が出るんですか。随意契約だとあまり予算と執行に差は出ないのかなというふうに素人考えですけれども思ってしまったので、そのあたりを少し説明してください。

○資源推進課長（中野博利） 先ほどの3ページの契約の関係でございますが、予算の中では修繕料（一般）ということで647万円、これは20年度予算ではそういうふうになっています。ただ、このうちの一部で破碎機のほうの部品の肉盛り補修ということで300万程度この中に入っていたということでございます。予算の中では647万3,000円となっておりますが、この中にその補修の一部として378万円が含まれているということです。そのほかにも他の補修費も含まれておりますので、総額で一般の補修費としては670万円ということです。それでよろしいでしょうか。

○議長（上田芳裕） よろしいですか。

○4番（板垣洋子） すみません、確認させてください。ということは、もう既に執行…

○議長（上田芳裕） 4番議員、再質問はまとめてくださいね。幾つあってもそれは結構でございますけれども、まとめていただきたいと思います。

○4番（板垣洋子） 工事請負の契約の費用についてですけれども、確認させていただきたいんです。既にこの修繕料（一般）というところで、これ以外にもこれまでに執行していたということです。はい、わかりました。

○資源推進課長（中野博利） そのとおりです。この中にベルトコンベヤとかいろんな補修費も入っておりますので、その中の一部ということでよろしく願いいたします。

○7番（長谷川正美） まず1点は、小金井市の問題ですけれども、市民に検討委員会で、あの場所がいいと指さしたこと自体を候補地の決定と言っているように私にはこの文書等を見ても思えてなりませんし、そのことについて一言感想だけいただきたいと思います。

2つ目は、資源物売り払い価格が大変下落しているということ、それから発電量が減ってきている、分別等が進んでということだと思いますけれども、そのことの傾向性がどのくらい、期間ですけれども、続くと考えているのか、どういう方向に向いているのかということ等についてお聞きしたいのが1つ。それから、これは技術課長に、13ページの落雷による被害のところで、パワーサプライとかパルスアイソレータというのが全くよくわからないんですけれども、こんなものなんですよという話だけは少ししていただければありがたいと思います。

それから、先ほども請負契約のことで話が出ましたけれども、予定価格と契約価格が同じ、9ページなんかもそういうふうな状況になっているわけですが、**「機能、性能等を熟知し、専門技術に優れ、かつ保証能力のある当該施工業者と契約した」**ということになりますけれども、そうすると、何でしょうか、こういう業界というのは、ある意味では寡占状態になっていて、競争する相手がいないということなんでしょうか。ここら辺が少しいろいろ各自治体でも、特に東久留米市なんかでもいろんな市民の声というのは聞こえてくると思うんですけれども、どうしてもこのところが説明がしづらいということになりますので、こういった点についてどう市民の皆様が納得していくのかということについてお伺いしたいと思います。

以上、3点。

○管理者（野崎重弥） 小金井市のごみの関係で、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思います。

長谷川議員から、小金井市側が検討委員会等において建設予定地を決定する、それは予定地として決定をしたのであって、建設地として決定をしたというふうに私どもは理解をいたしておりません。それは、これまでも御答弁させていただいておりますけれども、小

金井市が将来共同処理を目指しております国分寺市との覚書の中でも、覚書のその3というものがございますけれども、この中でも明確にうたわれておりますけれども、「平成21年2月までに市民及び関係自治体の理解を得て新焼却施設の建設場所を決定するとともに」というふうに書いてあります。つまり、二枚橋の場所は市境でありますし、あの二枚橋衛生組合の敷地そのものが小金井市と府中市と調布市のものでございます。その土地を利用して焼却施設をつくっていくということになれば、ここの国分寺市と小金井市が締結をした覚書（その3）の中に明定してあります「平成21年2月までに市民及び関係自治体の理解を得て新焼却施設の建設場所を決定するとともに」ということを考えていけば、ただ単にあそこを建設地としたいということと、行政間の理解、また近隣の皆さんの御理解、これをいただいて決定をするという意味の違いは明確に私はあるだろうというふうに理解をいたしておるところでございます。

○技術課長（櫻井茂伸） 失礼しました。発電の減の傾向なんです、容器包装リサイクル法の実施、それから各種ごみ等の有料化ですね、これによってかなり減量になっておりますし、また先ほど管理者からお話がありましたときに、世界的な経済の不況ということで、ごみの搬入量自体、またごみのカロリーですか、それが下がっていく傾向が見られておりますので、しばらくは減傾向はおさまらないのではないかと考えております。

○資源推進課長（中野博利） それでは、パワーサプライとパルスアイソレータの件でございますが、これについては、それぞれ流量計などがついていまして、そういったものの信号を送ったり受けたりするようなものでございます。

それから、資源物の関係の売り払いでございますが、これにつきましては、現状では缶とかびんあるいはスチール缶とかアルミ缶とかいろいろあるんでございますけれども、現状では相当景気の後退によって、大分今年度のもも当初の売り払いよりも2分の1から10分の1まで下がっているものもございます。今後どうなのかといいますと、新聞記事の中でいろいろと見ているんですが、現状ではさらにまだ厳しい状況になるのではないかとということで、来年度の契約についても少し今、危惧しているようなところでございます。

○技術課長（櫻井茂伸） すみません、少し答弁漏れがございました。

クリーンポートのフィルターの交換について、なぜ随意契約かということなんです、御存じのようにクリーンポートに使っていますバグフィルターと申しますのは、排ガス中のばいじんを除去するのをメインの目的として使っているものなんです、実態は焼却炉から発生したものを減温塔を通ったり、それからいろんな公害機器の薬剤の噴霧ですか、

そういうものがあってトータルで最終的にダストを補集する機械なものですから、調整をするときも、ただバグフィルターを交換すればいいということではなくて、その前後の温度がどうか、そういうものをすべて見ながら交換をしないとなかなか、通常ですと大体3年から4年もつものが1年でだめになってしまうと。今回、こういうものについても1年間の保証はつけているとかそういうことがございまして、ただ単純にそのバグフィルターを製造しているメーカーだけで頼みますと、要するにそういうトータルなメンテナンスといえますか、そういうことができないものですから、この件については随意契約とさせていただきます。

○8番（原まさ子） 聞き直しになるところもございますけれども、もう少し深く伺いたいので質問いたします。

施政方針の中の負担金の関係から資源物の状況が今、説明を受けて大体わかりましたけれども、そうするとまだまだその資源物の価格というのが下がる要素を持っていて、それがどのくらいの期間続くかも全く今の状況では予想がつかないということであれば、予算をこの金額で組んだんだけれども、どこかでさらに補正をする必要があるという事態になるのか。そうであれば、その分担金の部分というのが、今年度はこの1億4,000万円ぐらいふやしたということになりますけれども、それ以降は21年度、22年度ということになれば、その推移は見るにしてもどういう状況を考えているのかということをもまず伺います。

それから、私が少し気になっておりましたのが、機械関係の技術者を育成するために新規に1名の職員を今年度採用するということがあって、この一番最後のほうには運転管理の全面委託を視野に入れていくというふうになっています。この機械関係の技術者の育成というものは、運転管理とは関係ない方ということなんではないでしょうか。今のバグフィルターのお話がございましたけれども、柳泉園の議会というか私たちの周りには全くそういうものの情報というのは蓄積がないわけですがけれども、柳泉園の職員の皆さんの中には、運転をしていくとか、それから、バグフィルターというのはこういうものだという情報とか理解とかいろんなそういうものがあって、それで契約については積算をして、これが価格になるだろうということで、随意契約になると思います。そしてまた運転についても、そうであれば、何か全面的に委託をしまえば、こちら側がこういう技術であればこの金額ではないだろうということが言えないような事態が次に発生してくるのではないかと。人を持たない分だけそのリスクを負うということにもなると思うんですけれども、その辺の

考え方をもう一度伺いたいと思います。

それから、私も随意契約のところでは気になっていたので、私たちは提示されればそれが正しいだろうと、何の情報もないわけですから。だから、例えばほかの同様の施設でこういうものを公開したときには、こういう見積もりでこんな金額で落札されているという例なんかを出していただけるともっとわかりやすいんだけどもというふうに思うんです。難しいことかもしれませんが、できましたらぜひともそれをお願いしたいというふうに思います。

○技術課長（櫻井茂伸） まず運転の件と、それから随意契約の金額ですけれども、運転の関係で、今機械関係の人間を1人入れるということなんですが、実は、柳泉園組合は御存じのように発電をやっております。その中で必ずいなければいけない資格者というものがございまして、具体的に言いますと、ボイラータービン主任技術者というものと電気主任技術者というものがあるんですが、実は、ボイラータービン主任技術者というのは国家試験制度ではなくて経済産業省の認定制度になっております。その中で今回、実は私がそういうボイラータービン主任技術者をやっているんですが、1人しか今までいなかったんですね。それで今回、私のほうにおります大場主幹が免許を取りましたが、年齢構成的にかなり年齢的に高いものですから、順次入れておかないとそういうものが継続できなくなってしまって、当然のことながら法令違反になってしまうということがあります。

それから運転のかかわりなんですけれども、当然委託になったときに、これは少し、いろいろ柳泉園の施策で、私がこれを言うのもあれかと思うんですけれども、管理者のほうから後ほど御答弁があると思うんですけれども、まず経費の部分で言いますとやはり、今長期包括契約とか、PFIとかPPPとかという、指定管理制度もそうですが、かなりそういう形が出ていると思うんですけれども、これからはやはり退職者不補充を踏まえて、そういう形で二重経費、投資にならないようにということで、先ほど助役からも答弁ありましたが、そういうものを踏まえて、議員おっしゃるように、当然任せっ放しにしておけば、相手は民間企業ですから、どんどん経費を削って、気がつくとぼろぼろになっちゃっているのではないかということがあると思うんです。けれども、それについて、まず最初に入札するときにおいて、今はプレゼンというものがございまして、そういう形で確認をするのと、当然、運転員契約委託長期包括契約になりますと、薬剤とかそういうものも含めて、運転だけではなくて、オーバーホールも含めて委託になると思うんですが、それに対応する職員をきちんと育てておかないと、今、議員がおっしゃるように、いいよ

うにやられてしまうというか、言葉は悪いんですけども、要するにそういう形になってしまうものですから、そういう職員を入れてやると。当然、運転もそういう形ですね。それで対等に見ていければいいのかなと思っているんですが。

あと契約の関係で、他の事例はどうかということなんですが、単価についても各業者さんの単価がございまして、その品物が幾らというのが大体出てくるんですが、その後の例えば試運転調整とか、そういうものについてなかなか出していただけないというのが現状なんですね。ですから一概に、条件的に温度とかその圧力とかによって多少変わってしまうものですから、ぴったりなかなか一緒にはならないんですが、今、御存じのように総務省とか環境省のほうで廃棄物会計というのがあります。それが恐らくそういう今、議員のおっしゃっている形になってくると思っております。ですから、そういうものを順次導入していきなさいという話がありますので、そういうものができれば横並びでわかるような形になってくると思います。

○管理者（野崎重弥） まず資源物売り払い収入の減と今後の柳泉園組合の予算との関係で、21年度中にさらに市況が悪化して歳入が減ったという場合にどうするのかと、また今後のその市況の状況をどう考えているのかということがまず1点目としてあったというふうに思います。

今、手元にあります資料を少し見てみますと、昨年一番高いときで、アルミは221円でした。11月、12月の入札価格は105円でございます。半分以下でございます。

○8番（原まさ子） すみません、トン当たりでしょうか、これは。

○管理者（野崎重弥） キロです。スチール缶は昨年、20年で一番高いとき、72円でしたけれども、それが8円でございます。11月、12月の入札の結果です。ペットボトルが一番高いとき60円、これが12円でございます。

こういったことを考えてみますと、厳しい状況ということは、これは先ほどから担当のほうから御答弁申し上げたとおりでございますけれども、これがどこまで落ちていくのかということは、今の段階でなかなか予測はつきません。ただ、こういった状況があるということをまず御理解をいただいて、私どもも21年度予算——後ほど御審議をいただきますけれども、予算編成をいたしますときに、かなり厳しい歳入見込みはしたつもりでございます。もしそれをまた下回るような状況で歳入欠陥を起こすということがあってはならないわけでございますから、もしそういった最悪の状況を迎えるということになれば、ま

た管理者会議でも議論をいたしたいというふうに思いますし、必要であればまた議会の皆様方と御相談もさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

また、今後のクリーンポートの運転管理の関係で、委託化を目指していくということを施政方針の中でも申し述べさせていただいております。これは現段階において、7人体制で4班編成を行っております。柳泉園は24時間構成市のごみの焼却処理をしておりますから、そういった意味ではこういった状況をとっております。一方で、先ほどの施政方針の中でも申し述べさせていただきましたけれども、21年度は前年度の48人体制に比して45人体制としたいということを施政方針の中で申し述べさせていただいております。こういった中で、運転管理7人体制4班ですから28名体制を組んでおるわけでございます。つまり柳泉園の45人の体制の中で半分以上をこの部分で占めているということになるわけでございます。職務の特殊性、これも当然でございます。ノウハウが必要、これも御指摘のとおりでございます。一方で、どう経常経費を抑えていくかということもやはり考えていかなければいけない大きな課題の一つでございます。そういった意味で、私ども一定の考え方は持たせていただいておりますけれども、当然これまで培ってまいりました運転管理に関するノウハウ、これをやはり柳泉園組合の内部できちんと持ち続けながらも、どうすれば経常経費の圧縮に努めることができるかということを考える中では、やはりこういったところに踏み込んでいかなければいけないというのも一面あるわけでございます。

こういったことを今後どう整備するか、今後とも安定的な運転管理に努めるか。これは課題の一つとしてあるわけではございますけれども、やはり構成市が大変厳しい状況にある、財政的にも厳しい状況にある、また、21年度は売電の減や資源売り払い収入の減に伴って、約1億4,000万円の負担金の増をお願いしている大変心苦しい立場にもあるわけでございます。そういったことを考慮する中で、柳泉園組合の経費圧縮に向けてどういったことができるか。これはやはり私ども管理者としても最大限の努力をしていかなければなりませんし、それと安定的な運転管理、これも考慮していかなければならないということもございますけれども、そういった総体の中でこういった方途を考えつつ、なおかつ安全、安定的な運転管理を目指していく中で、柳泉園組合の中でどうノウハウを蓄積し、次に向かっていくかということも考慮する中で、こういった方向性を目指していきたいというふうに考えておるところでございます。

○8番（原まさ子） 45分の28を委託に出せば、その方たちの人件費が浮く可能性はあると思うんですけれども、これはどのぐらいのスパンで全面委託を考えているのか、お

話ししていただける範囲でお願いします。以上にします。

○助役（森田浩） 現状を少しお話しさせていただきますが、柳泉園全体の職員は45人、その中で運転にかかわる職員につきましては4班体制で28人と。そのうち派遣職員を10人予定しておりますから、運転にかかわる正職員数は18人ということになります。

職員数では45人体制で21年度は考えておりますが、その45人のうち運転に必要な職員というのは28人でございますが、その28人のうち10人は派遣職員で対応しております。今後とも退職者不補充の考え方でありまして。退職者があった場合に原則補充していません。そういう状況の中で、いつまでに委託化をするんだということでございますが、柳泉園全体の職員の退職者数、退職年度、その辺の兼ね合いと、また委託した場合の経費、これはどこまで委託するかというのもございますが、段階的に委託した場合の経費がどのくらいかかるのか、退職者による減の経費と委託による増の経費の兼ね合いを見まして、それが二重投資にならないよう見定めて、委託化を進めていければと思っております。ではそれが何年ぐらいなんですかということになるんですけども、今の段階では何年と言えません。職員組合との関係もございまして。近いうちに委託化の方向の検討並びに段階的な委託化の一步として入っていかねばいけないのではないかと思っております。

○8番（原まさ子） 派遣社員は、職員の中に派遣が入っているんですか。普通、職員というのは正規雇用している人が、私は45人にするんだというふうに思っていたんですが、派遣されている10人も含めて45人という、今だったら48人という実態ということなんですね。それを確認します。それから、近い将来に一気に全面委託ではなく段階的に、でも近い将来には全面委託ということなんですね。

○助役（森田浩） 申しわけございません。柳泉園組合の全体の正職員は45人体制で21年度はいきます。それで、その45人体制のうち、運転にかかわる、運転に必要な職員は28人必要ですと。しかし、28人必要ですが、現在その28人のうち10人は派遣職員で対応してございますという体制で今運転をしております。それと委託ですけども、委託の方法というのは、運転だけを委託する方法と、あと備品とか薬品とか、運転にかかわる修繕費とか消耗品とかそういうものをすべて委託すると、それも含めてですね。そういう委託の方法がございまして、一気にそこまで持っていくのはなかなか難しいでしょうと。とりあえず運転そのものの委託化を目指して検討していくのが委託化に向けての適切な方法ではないかということで、現在検討しているところであります。

○議長（上田芳裕） 以上をもって施設方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

ここで食事休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（上田芳裕） それでは、休憩を閉じて再開といたします。

○議長（上田芳裕） 続きまして、「日程第9、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成20年12月、東京都人事院勧告に基づいて、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては平成20年12月22日に本条例の一部を改正した給与改定について専決処分し、同24日に公布いたしました。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上田芳裕） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

東京都職員の給与と民間従業員の給与との比較における公民較差の是正を行うため、東京都人事院委員会の勧告に準じまして、東久留米市におきまして平成20年12月に職員の給与に関する条例が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においても給与改定をする必要があるため、職員の給与に関する条例の一部を改正させていただいております。

なお、給与の改定につきましては、職員組合と12月22日に協定書を締結しております。

議案第1号、資料1、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表の2ページをごらんください。

今回の条例改正は、給与改定に伴い別表の給料表を改めるものでございます。

3 ページをごらんください。

附則でございます。第1項の条例の施行期日は平成21年1月1日でございます。

第2項の地域手当に関する特例措置でございますが、第9条の2第2項に規定されている地域手当につきまして、本則では18%となっておりますが、今回の条例改正前の附則で、当分の間14.5%としていたものを、当分の間16%に改めるということでございます。これに伴いまして、引き上げた1.5%分につきましては、給料を引き下げております。

第3項の期末手当に関する特別措置でございますが、今回の給与改定に伴う公民格差の調整を平成21年3月に支給する期末手当で行うため、0.01月引き下げまして0.34月とするものでございます。

第4項の助役の給与に関する条例の一部改正でございますが、助役に支給する期末・勤勉手当の支給率は、一般職の期末・勤勉手当の支給率に準じる規定となっているため、本条例を改正附則第3項に規定する給与改定に伴う公民格差の調整に関する規定を適用しないようにするためのものでございます。

第5項の職員退職手当支給条例の一部改正でございますが、西東京市並びに東京都市町村職員退職手当組合に加入しております清瀬市及び東久留米市におきまして、平成20年度の退職手当額算定において、今回の給与改定に伴う特例措置として、平成21年1月1日から同年3月31日までの期間に退職した者の給料月額、今回の条例改正前の条例による給料月額とする規定が設けられております。当組合職員と関係職員の均衡を保つため、関係市と同様の規定を設けるものでございます。

4 ページをごらんください。

第6項の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、附則別表第3として暫定給料表を設けておりますが、今回の給与改定と同様に改正するものでございます。暫定給料表につきましては、5ページに記載のとおりでございます。

次に、議案第1号、資料2「平成20年度給与改定の概要」と題した書類をごらんください。

1 ページの1、給与改定率は、給料と手当の合計で0.09%、397円の引き下げでございます。

2、適用年月日は記載のとおりでございます。

3、改定の内容は、改定後の平均給料月額等を記載しております。

4、配分内容及び5、初任給等の内容は記載のとおりでございます。

2 ページをごらんください。

6、諸手当の改定でございます。（2）の地域手当につきまして、本則は18%でございますが、改正前の支給率14.5%から1.5%引き上げまして、16%といたしました。今回、地域手当を引き上げたことに対し、給料月額を1.3%引き下げました。

なお、今回の給与改定の公民格差分0.09%と合わせますと、給料月額は合計で1.39%の引き下げとなっております。

（5）の期末・勤勉手当につきましては、今回の給与改定に伴う調整として3月に支給する期末手当は0.34月といたします。

3 ページをごらんください。

8、東久留米市の給与改定状況との比較、9、再任用職員の給与改定の内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員でございます。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給

与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分は、原案のとおり承認されました。

○議長（上田芳裕） 「日程第10、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成20年12月、東久留米市において国及び東京都で実施している職務職階制に基づく給与体制に準じて、職員の給与に関する条例の一部が改正されました。

柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして本条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

国及び東京都で実施している職務職階制に基づく給与体制に準じて、東久留米市におきまして平成20年12月に職員の給与に関する条例が改正されました。

柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においても制度の改正をする必要があるため、職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、給与制度の改正につきましては、職員組合と1月29日に協定書を締結しております。今回の条例改正は職務職階制に基づく給与体制に準拠するため、現在の給料表の間差を4分割し、さらに現在の給料表の1級と2級は同じ主事職であるため、その級を統合するものでございます。新給料表の級別の職務といたしましては、1級は主事職、2級は主任職、3級は係長職、4級は課長補佐職、5級は課長職、6級は事務局長職といたします。

議案第2号、資料「柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表」の1ページをごらんください。

給料表を4分割することによりまして、第5条第5項に規定する1号給という文言を4号給に、同条第6項に規定する2号給という文言を8号給に改めるものでございます。

2 ページをごらんください。

2 ページから 5 ページまでは今回の条例改正による別表の給料表でございます。なお、給料月額を増減はございません。

6 ページをごらんください。

附則でございます。第 1 項の条例の施行期日は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する予定でございます。

第 2 項の職務の級の切替えでございますが、1 級と 2 級を統合し、職務の級を改めたことによりまして、その切りかえについて規定しております。その方法は附則別表 1 に定めております。

第 3 項の号給の切替えでございますが、給料表を 4 分割したことによりまして、その切りかえについて規定しております。その方法は附則別表第 2 及び第 3 に定めております。

第 4 項の旧号給を受けていた期間の通算でございますが、昇給にかかる期間は改正前の給料表で昇給した後、新給料表に移行するまでの期間と移行した後の期間を通算して 1 年間とするものでございます。

7 ページをごらんください。

第 5 項の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、附則別表第 3 として暫定給料表を設けておりますが、今回の改正と同様に暫定給料表も 4 分割するものでございます。暫定給料表につきましては 8 ページから 11 ページに記載のとおりでございます。

なお、給料月額を増減はございません。

12 ページをごらんください。

附則別表第 1 は、附則第 2 項に規定する職務の級の切りかえに使用するための表でございます。

13 ページをごらんください。

附則別表第 2 は、附則第 3 項に規定する給料表の号給の切りかえに使用するための表でございます。

14 ページをごらんください。

附則別表第 3 は、附則第 3 項に規定する暫定給料表の号給の切替えに使用するための表でございます。

説明は以上でございます。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたしたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） では、質疑なしと認めます。

以上をもって議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたしたいと思います。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員であります。よって、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（上田芳裕） 「日程第11、議案第3号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第3号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部が改正され、平成21年4月1日から衣類乾燥機についても柳泉園組合が処理する一般廃棄物から除外する必要がありますので、本条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

議案第3号資料、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらん願います。

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令が平成20年12月5日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなりました。今回の改正により、衣類乾燥機が再商品化すべき特定家庭用機器に指定され、その指定品目が6品目となります。

特定家庭用機器再商品化法の趣旨にのっとり、衣類乾燥機の再商品化が円滑に行われるようにするため、柳泉園組合において処理する一般廃棄物の対象から除く必要がありますので、第2条ただし書きに規定する特定家庭用機器の品目に衣類乾燥機を加えるものでございます。

施行期日につきましては、平成21年4月1日を予定しております。

なお、関係市におきましては、同法の趣旨にのっとりまして、平成21年4月1日から衣類乾燥機を収集しないこととなりますので、その対応について所要の手續が行われることとなります。

説明は以上でございます。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第3号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第3号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員であります。よって、議案第3号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（上田芳裕） 「日程第12、議案第4号、柳泉園組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第4号、柳泉園組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、本条例の制定を御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

これまで長期継続契約ができる契約は、電気、ガス、水の供給、電気通信役務の提供を受ける契約及び不動産を借りる契約に限られておりましたが、地方自治法及び地方自治法施行令の平成16年11月の一部改正に伴いまして、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものについても、条例を制定することによって長期継続契約を締結することができるようになりました。

このことにより、契約の対象範囲、期間などに関して必要な事項を規定した条例案を提案するものでございます。

条例の主な内容でございます。

第1条は、本条例の趣旨を規定しております。

第2条は、長期継続契約を締結することができる契約の範囲について規定しております。第1号では物品を借り入れる契約について、第2号では役務の提供を受ける契約について規定しております。

第1号の物品を借り入れる契約の種類といたしましては、印刷機、電話機、券売機、電子計算機、料金徴収機、庁用車両などの借り入れを想定しております。

第2号の役務の提供を受ける契約の種類といたしましては、印刷機、コピー機などの保守業務、ごみ処理施設、し尿処理施設などの運転業務、厚生施設の管理業務、庁舎等の管理業務などを想定しております。

なお、契約期間は5年以内とする予定でございますが、管理者が必要と認めるときは5年を超えて定めることができることとさせていただきます。

第3条は、規則への委任について規定しております。条例施行規則では長期継続契約を締結することができる契約の種類及び契約の期間について規定いたします。

説明は以上でございます。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたしたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第4号、柳泉園組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の質疑を終結いたします。

これより議案第4号、柳泉園組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、柳泉園組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員であります。よって、議案第4号、柳泉園組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（上田芳裕） 「日程第13、議案第5号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第14、議案第6号、平成21年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第5号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第6号、平成21年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ33億4,940万2,000円で、前年度に比べ3,096万2,000円、0.9%の増でございます。予算編成に当たりましては、柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況にございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、可能な限り負担金の増額を少なくすることに努めました。

なお、平成21年度の主な施策につきましては、施設方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

初めに、平成21年度の事業計画は予算見積もりの根拠となっておりますので、予算資料について説明させていただきます。

議案第6号資料「平成21年度柳泉園組合一般会計予算資料」と題した書類の1ページをごらんください。1、組織の人員配置計画でございますが、職員の合計は45名、前年度に比べまして3名の減でございます。なお、表の下段に外書きで記載しております再任用短時間勤務職員の合計は、6名でございます。

2ページをごらんください。ごみ処理計画でございます。

1、搬入予想量及び施設別処理計画は、関係市で予測していただいた量をもとに計画しております。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの搬入予想量の合計は、平成19年度実績に比べて4,227トン、5.0%の減でございます。この搬入予想量に基づきまして算出したしました各施設の稼働日数、処理内訳、最終処分計画量につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

3ページをごらんください。2、ごみ処理計画のフローシート及び3、リサイクルセンター処理計画のフローシートでございます。関係市から搬入されましたごみ及び資源物を

当組合で処理する量及びその内訳につきまして、記載のとおりでございます。

4 ページをごらんください。4、ダイオキシン類測定及びその他分析調査計画でございます。

各測定項目と実施時期及び検体数につきましては、それぞれ表の記載のとおりでございます。

5、施設の運転に関する排出基準は、クリーンポートの煙突から排出されるガスに係る関係法令に基づく排出基準と当組合で定めております自己規制値でございます。

5 ページをごらんください。し尿処理計画でございます。

1、搬入予想量及び処理計画は、関係市で予測していただいた量をもとに計画しております。し尿、単独浄化槽汚泥、合併浄化槽汚泥の搬入予想量の合計は、平成19年度実績に比べまして87キロリットル、4.1%の減でございます。この搬入予想量に基づきまして算出したしました施設の稼働日数、し渣発生量につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

2、し尿水質・臭気分析調査計画でございます。各測定項目と実施時期及び検体数につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

3、施設の運転に関する下水道排除基準は、し尿を処理施設で処理した後、下水道へ放流する処理水に関する関係法令に基づく排除基準でございます。

6 ページをごらんください。厚生施設運営計画でございます。

1、厚生施設関係は、野球場初め各施設の使用期間、使用回数などの計画でございます。それぞれ表に記載のとおり計画しております。

2、水質等分析調査計画でございます。室内プール及び浴場の維持管理に係る水質の各測定項目と実施時期及び検体数につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

7 ページをごらんください。主な事業計画でございます。

1、クリーンポート定期点検整備補修は、施設を常に最適な状態に保つため、その維持管理に必要な定期点検整備補修について毎年定期的に実施しておりますが、平成12年11月竣工後8年を経過し、経年劣化している重要部品の交換が必要な時期に来ていることから、1号炉火格子第1ゾーンの全面交換を含めた補修を実施するものでございます。詳細につきましては記載のとおりでございます。

8 ページをごらんください。平成21年度と前年度の歳出予算について、目的別及び性質別に区分し、前年度と比較した内容を一覧表にまとめたものでございます。内容は記載

のとおりでございます。

9 ページをごらんください。平成 21 年度と前年度の歳出予算について、それぞれ経常的経費及び臨時的経費に区分した内容を一覧表にまとめたものでございます。内容は記載のとおりでございます。

10 ページをごらんください。柳泉園組合負担金の計算方法でございます。

関係市の負担金の負担方法と私車の処分費の取り扱いにつきましては、前年度と同様の負担金の計算方法で算出をしております。

11 ページをごらんください。平成 21 年度の柳泉園組合負担金の計算式でございます。

まず、平成 21 年度の歳出予算額から東久留米市環境整備負担金及び平成 21 年度私車処分費留保分を除いた額を財産的経費及び経常的経費に分けまして、さらに財産的経費は負担金及び私車処分費を除く歳入で差し引きまして、それぞれ 4 分の 1 または 3 分の 1 の均等割で按分し、経常的経費はごみまたはし尿の平成 19 年度実績の搬入量で割り、按分をいたします。

1 の財産的経費のうちの公債費につきましては、清瀬市及び東久留米市が 4 分の 1、西東京市は 4 分の 2 の負担でございます。

2 の公債費を除く財産的経費である議会費、総務費の報酬及び積立金並び厚生施設に係る経費につきましては、3 市に共通する経費として各市それぞれ 3 分の 1 の負担でございます。

3 の経常的経費につきましては、財産的経費を除く総務費及び予備費を共通経費としてごみ処理費分とし尿処理費分に按分し、それぞれごみ処理費及びし尿処理費に加えまして、ごみ処理費の合計額は関係市のごみ搬入実績量の割合で、し尿処理費の合計額は関係市のし尿搬入実績量の割合でそれぞれ負担していただきます。

4 の東久留米市環境整備負担金につきましては、清瀬市及び西東京市のごみ及びし尿の搬入実績量の割合でそれぞれ負担していただきます。

12 ページをごらんください。

5 の負担金の(1) 私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額で、表に記載のとおりでございます。

(2) 私車処分費精算後の負担金の表は、繰越金に含まれます平成 19 年度私車処分費精算額を差し引いたもので、平成 21 年度予算に計上している関係市の負担金の額でございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

6の表は、平成21年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

13ページをごらんください。平成21年度の負担金を算出するための資料でございます。内容は表に記載のとおりでございます。

14ページをごらんください。償還表でございます。施設整備に係る事業債の借入年度、事業名、借入先、借入額、利率、平成20年度の償還額及び平成20年度末現在の未償還元金、平成21年度の償還予定額及び平成21年度末の未償還元金、平成22年度の償還予定額並びに完済年度をまとめたものでございます。内容は表に記載のとおりでございます。

15ページをごらんください。長期継続契約に関する調書でございます。

平成21年度予算に計上いたしました長期継続契約を予定している件名、予定額、契約の期間等をまとめたものでございます。内容は表に記載のとおりでございます。

16ページをごらんください。基金の残高見込みでございます。退職給与基金、環境整備基金、施設整備基金のそれぞれの平成19年度から平成21年度の間積み立て額、取り崩し額及び残高をまとめたものでございます。内容は表に記載のとおりでございます。

17ページをごらんください。平成21年度予算をベースにした負担金の将来予測をする際の基本的な考え方でございます。内容は記載のとおりでございます。

18ページをごらんください。17ページの条件で算出しました平成25年度までの負担金の将来予測でございます。内容は表に記載のとおりでございます。

続きまして、予算（案）について御説明申し上げます。

「議案第6号、平成21年度柳泉園組合一般会計予算」と題しました書類の2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算の総額は、前年度に比べまして3,096万2,000円、0.9%の増となっております。款、項の予算額は表に記載のとおりでございます。

続きまして、10、11ページをごらんください。2、歳入について御説明を申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金、節1負担金は、前年度に比べまして1億4,692万4,000円、7.5%の増でございます。なお、各市の負担金につきましては説明欄に記載のとおりでございますが、前年度に比べまして清瀬市は3,643万9,000円、9.6%の増、東久留米市は6,249万4,000円、10.8%の増、西東京市

は4,799万1,000円、4.8%の増となっております。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料は、前年度に比べまして230万9,000円、3.5%の減でございます。減の主な理由といたしましては、室内プール利用者の減少によるプール使用料の減でございます。

項2 手数料は、前年度に比べまして2,110万円、3.7%の増でございます。増の主な理由といたしましては、平成21年10月からごみ処理手数料を1キログラム当たり38円に改定することによるものでございます。

款3 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金は、基金運用利子を予定しておりますが、科目設置でございます。

なお、基金の運用につきましては、安全確実な国債の購入に充てる予定でございます。

12、13ページをごらんください。

款4 繰入金、項1 基金繰入金、目1 職員退職給与基金繰入金は、職員退職給与基金を取り崩し、定年による職員2名の退職手当に充当する予定でございます。

目2 施設整備基金繰入金は、施設整備基金を取り崩しまして、クリーンポート定期点検整備補修の基幹的整備に類する補修費用に充当する予定でございます。

款5 繰越金、項1 繰越金は、前年度に比べまして4,100万円、11.4%の減でございます。減の主な理由といたしましては、平成20年度の資源回収物売り払い、電力売り払い等の収入が減少したことによるものでございます。

款6 諸収入、項1 組合預金利子、目1 組合預金利子は、歳計現金等の預金利子を予定しておりますが、科目設置でございます。なお、歳計現金の運用につきましては、安全確実な大口定期預金とすることで効率的に運用する予定でございます。

項2 雑入、目1 雑入は、前年度に比べまして1億7,134万円、54.7%の減でございます。減の主な理由といたしましては、資源物売り払い単価の大幅な下落による資源回収物売り払いの減、回収鉄等売払いの減並びに可燃ごみ搬入量の減及び不燃ごみ中の軟質系プラスチック類の減による焼却量の減少に伴う発電量の減に係る電力売り払いの減でございます。

14、15ページをごらんください。3、歳出について御説明申し上げます。

款1 議会費、項1 議会費の予算額は記載のとおりでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 人件費は、前年度に比べまして2,990万1,000円、14.7%の増でございます。増の主な理由といたしましては、職員の人事異動による

ものでございます。

16、17ページをごらんください。

目2総務管理費は、前年度に比べて152万2,000円、1.8%の増でございます。増の主な理由といたしましては、前年度に比べて経常的経費がふえたことにより、東久留米市環境整備負担金の額がふえたことによるものでございます。

目3施設管理費は、前年度に比べて435万3,000円、5.6%の減でございます。減の主な理由といたしましては、夜間巡回警備委託の廃止、施設総合管理業務委託の業務内容を見直した事等によるもので、経費削減によるものでございます。

18、19ページをごらんください。

目4厚生施設管理費は、前年度に比べまして305万円、2.2%の減でございます。減の主な理由といたしましては、施設総合管理業務委託の業務内容見直しなどの経費削減によるものでございます。

20、21ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は、前年度に比べまして5,105万9,000円、14.3%の減でございます。減の主な理由といたしましては、定年等による退職職員の不補充及び人事異動によるものでございます。なお、退職手当を除く一般職の人件費の合計では、前年度に比べまして3,207万7,000円、6.7%の減でございます。

目2ごみ管理費は、前年度に比べて8,203万3,000円、10.8%の増でございます。増の主な理由といたしましては、クリーンポート定期点検整備補修において基幹的整備に類する補修を実施する費用等がふえたことによるものでございます。

22、23ページをごらんください。

目3不燃ごみ等管理費は、前年度に比べまして1,361万1,000円、5.9%の減でございます。減の主な理由といたしましては、関係市における容器包装プラスチックの資源化の実施に伴い不燃ごみの搬入量が減少し、固形燃料として再利用する不燃物の量が減ったことによるものでございます。

目4資源管理費は、前年度に比べまして655万4,000円、4.9%の減でございます。減の主な理由といたしましては、リサイクルセンター運転業務委託の契約金額の減によるものでございます。

24、25ページをごらんください。

目5し尿管理費は、前年度に比べまして270万円、4.8%の増でございます。増の主

な理由といたしましては、施設の老朽化に伴う補修費用の増によるものでございます。

款4 公債費、項1 公債費、目1 元金は、前年度に比べて4 2 8万2, 0 0 0円、0. 4 %の増でございます。増の主な理由といたしましては、ごみ処理施設第二工場の解体工事及び緑地公園を整備する際、東京都区市町村振興基金から平成1 7年度に借入れをいたしました緑化整備事業債の元金償還が始まったことによるものでございます。

目2 利子は、前年度に比べまして1, 9 8 4万9, 0 0 0円、14. 9 %の減でございます。減の主な理由といたしましては、リサイクルセンター建設工事の際、財務省から平成5年度に借入れした不燃物処理資源化施設の建設事業債の償還が前年度で終了したことによるものでございます。

2 6、2 7ページをごらんください。款5 予備費は、前年度に比べまして9 0 0万円、5. 1 %の増でございます。増の主な理由といたしましては、平成2 0年度分私車処分費精算予定額が前年度分私車処分費精算予定額に比べ増となったことによるものでございます。なお、予備費に予算計上している平成2 2年度に係市の負担金で精算する予定の平成2 0年度分私車処分費精算予定額は、1億6, 7 1 2万9, 0 0 0円でございます。

2 8ページをごらんください。2 8ページから3 1ページまで給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

3 2ページをごらんください。債務負担行為に関する調書でございます。内容は記載のとおりでございます。

3 3ページをごらんください。地方債に関する調書でございます。内容は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたしたいと思っております。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

○4番（板垣洋子） では、予算書のページのほうから質問させていただきます。

1 1ページの負担金のところ、説明ありましたが、清瀬市、東久留米市、西東京市の負担金の前年度からのパーセンテージが説明の中で差があるので、そこをもう少し詳しく教えてください。

それから、1 5ページのところの議長交際費というのがあるんですけども、これは決算のときに昨年度は不用額で丸々出ていたんですけども、そもそもどのような内容で使

えるのか、教えてください。

それから、19ページの厚生施設管理費の中に修繕費というのが入っているんですけども、どこか修繕する予定があるのか、それを教えてください。

それから、21ページのごみ管理費のところの消耗品費とか修繕料は、昨年度の20年度予算よりは減っていると思うんですけども、そのあたりの理由と、それからこの修繕料が上がっているのは先ほどのクリーンポートのことかどうか、もう一度確認させてください。

それから、23ページのクリーンポート設備管理台帳システム情報入力作業委託というのは、これはランニングコスト的なものになるのか、ある程度、何年かやったらもうこの作業は終了するのか、この辺を教えてください。

同じく23ページの不燃ごみ等管理費の委託料のところに消火器処分委託というのがあるんですけども、これはどういったことなんでしょうか。

それから、25ページの資源管理費の中の不燃物再利用（屑ガラス委託）料が上がっているのは、これも理由を教えてください。

○総務課長（涌井敬太） 負担金の増の率でございますが、清瀬市は9.6%の増でございます。東久留米市が10.8%の増、西東京市が4.8%の増になっております。この増のパーセントが違う理由は、平成19年度のごみ搬入量実績の割合によって算出された負担金の額と前年度に算出した負担金の額との差でございますので、搬入実績が異なりますので、差が出るということでございます。

それから議長交際費の件でございますが、基本的に葬祭関係、入院見舞金とか、そういった経費に充てるものでございます。

○資源推進課長（中野博利） それでは、何点か説明させていただきます。

まず、1番目の消火器の処分委託ということなんでございますが、これにつきましては、不燃物を収集されたときに、うちのほうで危険物とかいろんな選別をしております。その中に家庭用の消火器が年間何本か混ざっておりまして、それはうちのほうで処分できません。そのために何本か——現在50本程度ですけれども、数年の分ですが、今たまっている状況でございます。これを適正に処理していただくために、委託として今回上げさせていただいているものでございます。

それから、不燃物の再利用のガラスの委託の増ということでございますが、これにつきましては、現在、生きびんということで、びん等の中で一升びん等をとっております。

ところが、今年度の1月から一升びんの回収ができなくなってしまったことが原因でございます。その理由につきましては、メーカーのほうでそういう一升びんの再利用というんですか、使うということ、引き取りをしないということで、メーカーのほうでとっていないということで、その部分がどうしてもカレットのほうに回りますので、その分の雑カレットということで、多少ふえたということでございます。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、款3項1目2のごみ管理費の21ページのところでございますが、需用費の消耗品費がなぜ減ったかということですが、ほとんど消耗品関係といいますと、オイル関係——要するに機械に入っているオイルでございます。それが、20年度はタービン発電機を定期点検でやっております、それが約82万ほどあるんですけれども、そういうものがなくなったりとか、全体的にオイルの見直しを行って、交換時期が延ばせるものについては延ばしたということで消耗品費が下がっております。

それから修繕費でございますが、先ほど基金のお話をさしていただいたと思うんですが、この部分が1号炉の1ゾーン、約7,600万円ほど基金から取り崩させていただきまして、それが入っております。主にです。それが増の原因でございます。

それから、23ページのクリーンポートの設備管理台帳システムの情報入力なんです、こちらは議員おっしゃるようにランニングコストといいますか、オーバーホールの内容が明確にわかって、なおかつそれらについて台帳として残しておく。それで、実際おっしゃっているように、これで3年目になるんですから、大体数字がわかってきましたら来年度あたりで1回やめて、また少し様子を見ようかと思っております。

○施設管理課長（永井清） 19ページの厚生施設管理費の中の修繕料（一般）の内訳でございますが、御存じかもしれませんが、温水プールはクリーンポートで発生した蒸気を使って、それを熱源として使っておりますので、その関係で、1つは熱交換器の補修、それからろ過器の補修、あと第一種の圧力容器と第二種の圧力容器がございますので、こちらのほうの補修の費用でございます。おおむねこういうところでございます。

○4番（板垣洋子） 消火器は回収できないものだと思っていたんですけれども、回収してしまっているということなんですか。それとも回収ができるものなんですか。そこをもう一度確認させてください。

それから、負担金の率のことはわかったんですけれども、そのパーセンテージがそれぞれ違うのは、昨年度に比べてごみの搬入量が少なかった、ごみ減量の成果というふうに理解してよろしいんでしょうか。それならば、西東京市は大変ごみが減量できたということ

で自慢できるのかなというふうに思いますけれども。

それで、負担金のところで先ほど少し質問し忘れたんですけれども、資料の中に、西東京市は財産的経費の公債費を4分の2を負担するというふうにあるんですけれども、合併した結果こういうふうになっているのかなというふうに思うんですけれども、この率というのはこの先もやはり4分の2なのかというところを教えてください。

○資源推進課長（中野博利） 消火器の件でございますが、本来、消火器のほうは収集はしていないと思うんですけれども、どうしても収集袋の中に何本か入ってきているものがございます、それは手選別でうちは全部袋を破袋しておりますので、そのときにたまたまそういう消火器が含まれているということで、仕方なくうちのほうでとっているということでございます。

○総務課長（涌井敬太） 負担金の件でございますが、議員おっしゃるとおりでございます、平成20年度の負担金の際には、全体で1.3%平均で減をしたんですが、その内訳としましては、清瀬市が2.7%の減、東久留米市が2.9%の減、西東京市が0.2%の増でございました。このときはなぜ増になったかといいますと、容器包装リサイクル法に規定する容器包装プラスチックを清瀬市と東久留米市につきましては1年早く実施しております、ごみの減量が早く効果が出たと。それで、21年度の今回の負担金が、西東京市が負担金が減っているのは、逆に1年後に西東京市が実施したものですから、その効果が出ているということでございます。

それから、財産的経費の西東京市の4分の2の負担でございますが、当分の間この形態で進めさせていただきたいと思います。

○4番（板垣洋子） 負担金についてなんですけれども、当分の間というのはどの程度というふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○管理者（野崎重弥） この柳泉園の負担金の関係でございます。クリーンポートの建設に入りますときに、当時のことを考えてみますと、まだ4市で運営をいたしております、そのときの負担の割合というものが4分の1ずつということだったというふうに考えておりますけれども、その後、田無市と保谷市が合併をして、そのときにこの部分については2市が1つになったけれども、当初のこのクリーンポートの建設のときの経過もありますから4分の2、あと4分の1ずつという負担でこれまで来ております。基本的には私はそれが遵守をされていくべきだろうというふうには思っておりますけれども、まあ、基本的にはそれを基本に考えていきたいというふうに私は思っております。

○4番(板垣洋子) 現状のクリーンポート建設にかかわるその負担金ということで理解いたしました。

○2番(野島武夫) 2点、確認させてください。

1点目は、先ほど小山議員のほうから、軟質系プラというのは技術的に焼却可能だという答弁をいただいているんですけども、もう1つそういうふうな容器リサイクル法の絡みでいろんな、法律的な面で軟質プラを燃やすことに対して何か規制があるのかどうか、その他そういう軟質プラが燃やせない過去の経緯とかがあるのか、その辺の確認を。技術的には可能なんだけれども、現状やっていないのはなぜか、その辺確認の意味で御答弁いただきたいと思います。

それからもう1つ、負担金がふえるということで、帰ってまた議会で説明しなければいけないということで少し確認なんですけれども、昨年後半の経済危機がフルに21年度はかかってくるということで、大変厳しい予算だったと思うんですけども、このいただいた資料の中で一番最後のページ、18ページの負担金の将来予測というのを見せてもらおうと、負担金の予測ということで、21年度20億9,600万円、25年度20億5,100万円、大体今の21年度の負担金がさらにふえるという形でなくて、ある程度今の水準が続くのかなという予測を出されているんですけども、その中で25年度の中で2つ確認したいのが、先ほどの答弁の中で、8年ぐらいたつと大規模修繕が必要になってくるという御答弁なので、今後いろいろと修繕もふえてくるのかなという中で、維持補修費が21年度で5億2,700万円、25年度も5億ぐらいなのかな、何か余りその辺変動がない予測なので、その辺の確認と、もう1つは、人件費のほうで21年度は5億3,400万円、25年度は5億9,400万円、その間少し変動があるんですけども、施政方針のほうで、これは委託というんですか、技術管理のほうで。近い将来、1、2年の話ではなくて、先の将来という形、どの辺の将来かわからないんですけども、この25年度までにはその辺の、あの程度織り込んだものか、その辺は織り込んでいない予測なのか、その辺について確認させてください。

○技術課長(櫻井茂伸) それでは、軟質プラスチックの関係とオーバーホールの関係について御答弁申し上げます。

プラスチックのほうなんですけど、既にもう焼却はしております。法律的にはそういうものは特別なものはございません。それで、もちろん容器リサイクル法にかからない要するにプラスチック、それを不燃ごみのほうからクリーンポートのほうへ持ってきて、今焼却

をしているという状況でございます。

それからあと清掃工場、一般的になんですけども、もちろんオーバーホールはやっていて、順次修繕とかは行っているんですが、この間前回のときにお願ひしましたバグフィルターとか、それからこれから大きなものとしては、今回お願ひしていますストーカ、要するに炉の下に、動く床みたいなものなんですけども、そここのところの消耗ですね。それからあと脱硝設備についています触媒という、そういうものが出てくるんですけども、それはいきなり一気にやってしまうと2億、3億というお金になりますから、そここのところは平準化をして、なるべく出っこみ、へこみがないように予算化をさせていただいております。

○総務課長（涌井敬太） 負担金の将来予測の件でございますが、21年度に1名、先ほど施政方針のときにお話しさせていただきましたように1名採用、それからこの当年度に2名定年退職をする予定でございます。翌年度は、20年度に2名退職しておりますので、人件費は下がります。この年以降、24年度で1名を採用する予定でございます。25年度には3名が定年退職する予定でございます。それで、退職する際には退職金等も加えなければなりませんので、そういったところで増減しております。

○2番（野島武夫） 1点だけこの人件費、施政方針で委託のほうを技術管理のほうに、そういうのはどこかの数字に織り込んでいるのか、全くその辺は考えていない、この将来予測に入っていないか、その確認だけさせてください。

○総務課長（涌井敬太） この将来予測の人件費の中には、先ほどお話ししました委託化の部分については、申しわけございません、織り込んでおりません。

○議長（上田芳裕） ここで1時間たちましたので休憩をとりたいと思います。再開は2時15分にしましょうか。

休憩といたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長（上田芳裕） 休憩を閉じて再開といたします。

質疑続行いたします。

○1番（小山慣一） 2点お伺いいたしたいと思います。

1点目は、公債費の償還の件でございます、地方債の借り入れの。予算資料の14ペー

ジにございますけれども、平成5年頃に借りたものが平成20年度で元金を返して未償還元金ゼロということであるんですが、一番私が懸念しているのは、平成10年、11年ぐらいのクリーンポートの関係で42億円程度借りて約10年ぐらいたつんですけれども、そんな中であって、まだ未償還元金が約半分ぐらい、20億円か22億円ずつぐらいあるんですけれども、金利のことを申し上げますと、上から3行目の平成7年に借りたし尿処理施設整備4億5,300万円、これが財務省の資金運用部、3.4%です。これは今の金利の実情からするといささか、かなり高いのではないか。それから先ほども申し上げましたように、クリーンポートをつくるころが平成10年、11年で約85億円ぐらい借りていまして、それが半分ぐらい余っている。それでこれも約2%なんですけれども。何を言わんとしているかと申し上げますと、ある程度財務省の資金運用部の資金ですから、もう金利は変えられないのか、いわゆるその借換えというんですかね、そんなものが考えられないのかを伺います。

平成12年ぐらいからは1.6とか1.8とか、あるいは0.5とか。それで平成17年に借りた緑化整備事業、ちょうど古い炉があった跡の、これだと思うんですが、これが2%ですかね、市町村職員共済組合が、ということなので、この辺の金利の絡んで、借換えができないかどうかを伺います。それが1点目です。

2点目なんですが、柳泉園組合の公有財産の関係で伺いたいんですが、既に事務担当のほうには資料請求をいたしております。恐縮ですが、議長において資料請求のほうをよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上、2点です。できましたら資料をお取り計らい願いたいと思います。

○議長（上田芳裕） ただいま1番、小山慣一議員から資料要求の話が出ました。これは担当のほうには行っていますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 資料要求が出されているというお話であります。担当部のほうでは用意できるということですので配付させますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） では、資料があれば配付をしていただきたいと思います。

〔資料配付〕

○議長（上田芳裕） 小山議員、この資料を今、配付しておりますが、その配付された資料に基づいて質問を続行すると、こういうことですね。

○1番(小山愼一) はい。

○議長(上田芳裕) では、続けてください。

○1番(小山愼一) 議長におかれましては、お取り扱いありがとうございます。

2点目の質問に続くんですが、柳泉園組合の中で公有財産であります清瀬市下宿2丁目にある、私の記憶ではもう大分昔だと思うんですが、旧の処理施設だったと思いますが、これの財産管理が適切に行われているのかどうかを伺いたいと思います。

それで実は、私も六、七年前でしょうか、柳泉園組合の議員をやっているときに、少し現地へも行ったり、大変環境もいいところで、昨日も実は私、午前中雨の降る中なんですが、近くには柳瀬川の清い流れがありまして、コサギがいらっしゃったり、それから地域センターと市民体育館だとか、市民プールだとか、それから円通寺という名刹があったり、大きな八幡神社があったり、この中にあるんですけれども、この辺の柳泉園組合の公有財産規則というのがあると思うんですが、この辺を適切に管理しているのかどうか。特に第13条でしょうか、管理という部分でお尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

○総務課長(涌井敬太) 基金の御質問の件でございますが、私ではなく前任の者が、やはりこの利率が高いものですから、借換えとか利率を変えてくれないかとか、そういう交渉はしたというふうに聞いております。ただ、それは大変申しわけないんですが、そういうことはできないということで回答を得ているということでございます。大変申しわけございません。

○施設管理課長(永井清) 清柳園の管理について、現状やっていることをお答え申し上げます。

清柳園は、今もう廃止になっておりますので、敷地境界に網のフェンスと、あと、焼却施設の周りを鉄板のフェンスで囲って施錠しており、安全管理上、部外者が入れない状態になっております。また、3カ月に1回程度、施錠の状態等を確認しております。

○1番(小山愼一) 再質問させていただきたいと思います。

1点目のこれは債務負担ではなくて地方債の償還なんですけれども、後段の御答弁の中で、借換えは非常に難しいということでございます。旧大蔵省でしょうか、現在の財務省の資金運用部の考え方というんですか、ではこれはもう何があっても借換えはできないということで、調整なり交渉した結果なのかを伺います。

それから、2点目の清瀬市にある清柳園の関係でしょうか。先ほども申し上げましたよ

うに、昨日も行ってまいりまして、ちょうど武蔵野西線と関越自動車道が交差するあたり、近くなんですけれども、フェンスというんですか、そこから鉄板の囲いと、それから3カ月に1回点検なりしているということでございますけれども、多くは申し上げませんけれども、土地というんですか、それから建物とか、それから見るといささか、適切に管理しているのかなというふうに私は思います。それでたしか柳泉園組合の中の行政財産だったと思うんですけれども、これを将来的には普通財産にするとか、あるいはこういう清掃施設関係の施設に変えるとか、こういう将来的なものも含めてお考えがあるのかを伺います。

ちなみにすぐそばには清瀬市の清掃事務所というのがありまして、そこにいろんな事務をして、それで周りにはトレイというんですか、収集するときのびんとか缶なんかを収集するケースなんかとか、こういうのが入っていますけれども、先ほども申し上げましたとおり、将来的にどのような考えを持っているのか。そして、私から言わせれば、適切に管理しているとはなかなか言いがたいのではないかなと思うんですが、この辺も含めてのお考えを再度お伺いします。

○総務課長（涌井敬太） 起債の関係でございますが、御指摘がございましたので、再度そういったことができるかどうか、確認させていただきます。

○助役（森田浩） 清柳園の管理でございますが、日常的な建物、敷地に対します管理につきましては、先ほど担当課長のほうから御答弁させていただいたとおりでございます。そういう日常の面の管理と危険回避の措置、フェンスとかそういうものについては、ある程度適切な管理の一つの手段としてなっているのではないかと思いますけれども、そのほか建物そのものの、老朽化した建物を今後どうするのかということにつきましては、この柳泉園組合の課題の一つだと思っております。それで今後根本的に、解体を含めてどのような措置をしていくのか、その時期とかそういうものにつきましては、予算等が伴いますので、管理者会議等でいろいろ議論していただく中で一定の方向づけを出していければなというふうには思っております。

○1番（小山慣一） 1つ目の地方債については、再度確認なり交渉をしたいということですが、だめもとという言葉がありますけれども、かなりまだ、クリーンポートのときのように40億以上あるんですから、ある程度大きいと思いますので、ぜひ交渉を続けていただきたいと思います。

2点目については多くを語りません。私は非常に、将来的に見ても大きな課題の1つと思います。日常的にはそういうふうにはフェンスとか、私もきのうも確認しましたけれども、

していると思います。ただなかなか、私から言わせれば適切に管理しているのかなという部分がございます。したがって、ぜひ大きな柳泉園の中の課題の一つとして、将来的には、もう少し適切に管理するためには予算も相当かかると私は思いますし、適切な管理方、それから将来的な研究課題、大きな研究課題として研究していただきたいと要望いたしまして終わります。

○議長（上田芳裕） 以上をもちまして、議案第5号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第6号、平成21年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第5号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結いたします。

これより議案第5号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員であります。よって、議案第5号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金については、原案のとおり可決されました。

これより議案第6号、平成21年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、平成21年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員であります。よって、議案第6号、平成21年度柳泉園組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（上田芳裕） 「日程第15、議案第7号、柳泉園組合監査委員の選任について」

を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により6番、鈴木久幸議員の退席を求めます。

〔6番 鈴木久幸議員退席〕

○議長（上田芳裕） 提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第7号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同約第13条に規定する議員のうちから選任する監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願い申し上げますのでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は人事案件ですので、質疑及び討論を省略して採決に入りたいと思います。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員であります。よって、議案第7号、柳泉園組合監査委員の選任については原案のとおり同意されました。

〔6番 鈴木久幸議員入室〕

○議長（上田芳裕） ここで柳泉園組合監査委員に選任されました鈴木監査委員にごあいさつをお願い申し上げます。

○6番（鈴木久幸） ただいま監査委員に皆さんの御承認をいただきました西東京市議会の鈴木久幸でございます。何分にも初めての経験でございます。西東京市からは3人来ておりますが、全力を挙げて柳泉園組合の仕事に携わっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（上田芳裕） それでは、ここで暫時休憩といたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時37分 再開

○議長（上田芳裕） 休憩前に引き続き、定例会を再開いたします。

○議長（上田芳裕） 「日程第16、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

粕谷委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（粕谷いさむ） 廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

まず、日程第1、委員席の指定を行いました。その後、副委員長の互選を行い、板垣洋子委員が副委員長に当選されました。

なお、陳情の審査案件はございませんでした。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。

○議長（上田芳裕） 報告は終わりました。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後2時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 上 田 芳 裕

議 員 野 島 武 夫

議 員 板 垣 洋 子